

市 町 村 第500号  
令和 5年10月18日

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



特定個人情報保護評価の第三者点検について(諮問)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第28条の規定により特定個人情報保護評価を実施するに当たり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)及び特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)に基づく第三者点検を宮城県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)第6条第1項の規定により、別添のとおり諮問します。

市町村課行政第一班 島津

電話: 022-211-2333 FAX: 022-211-2299

E-mail: gyousi@pref.miyagi.jp

宮城県個人情報保護審査会

-5.10.18

收受

## 住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価の再実施について

### 1 特定個人情報保護評価書の見直し内容について

令和元年5月に公布されたデジタル手続法※により住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、既存の住民基本台帳ネットワーク上に国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした附票連携システムを構築することとされている。

附票連携システムで取り扱う附票本人確認情報には個人番号が含まれないものの、システム上、個人番号に紐づけてアクセスできるとの観点から、特定個人情報ファイルに該当するとの個人情報保護委員会の見解を受け、都道府県においても、特定個人情報保護評価の再実施が必要となるもの。

実施時期としては令和6年1月に予定している業務アプリケーションの適用前（令和5年12月末）までに特定個人情報保護評価を再実施する必要がある。

※ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

### 2 附票本人確認情報の概要

従前は継続利用できなかった国外転出者による個人番号カード・公的個人認証の利用等を実現するため、「戸籍の附票」を基盤とした個人認証ができるように利用される情報。都道府県は、附票連携システムにおいて、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成することとなり、当該ファイルを特定個人情報ファイルに加えることとなった。

### 3 評価書の変更概要

- ① 附票連携システム及び同システムで取り扱う附票本人確認情報に関する記載の追加
- ② その他文言修正

### 4 スケジュール

令和5年9月15日から10月16日まで	パブリックコメント
令和5年10月	第三者点検
令和5年12月	特定個人情報保護評価書の提出・公表

## 【デジタル手続法】

# 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用について

### 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
- 国外に長期滞在する日本国民が増加
- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり  
例）マイナンバーポータル利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に  
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約139万人(平成30年)  
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍  
・年間に出国する日本国民 約17.5万人(平成30年)



国外転出後も利用可能な「**戸籍の附票**」を**個人認証の基盤として活用し、  
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現**

### 住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加  
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② **附票本人確認情報提供機能構築**  
i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供  
ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

### 公的個人認証法の一部改正

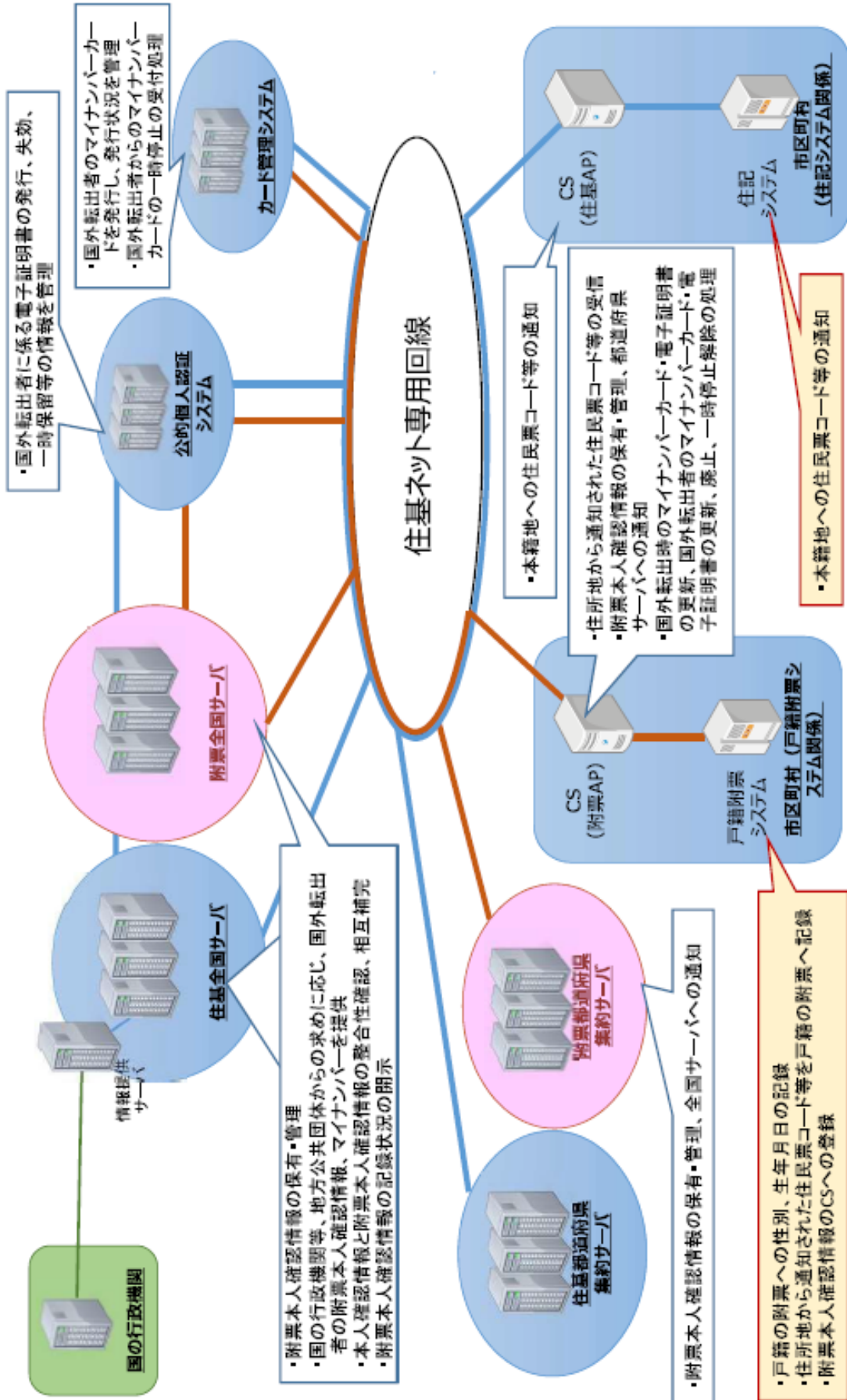
- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現  
i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行  
ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備  
i) 附票ネット上で死亡等を覚知した場合に失効

### マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現  
i) 附票管理市町村長が発行  
ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日：公布の日(令和元年5月31日)から5年以内で政令で定める日

# マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に関し各システムに追加する主な機能



## 附票本人確認情報 附票本人確認情報とは

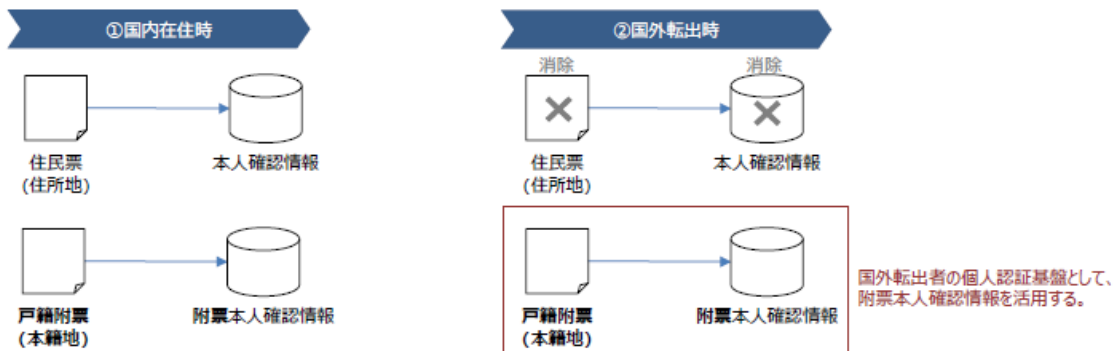
国外転出時に削除される本人確認情報に代わり、国外転出後も利用可能である戸籍附票を国外転出者の個人認証基盤として活用するため、戸籍附票の記載情報を附票本人確認情報として管理を行う。

<従来の個人認証基盤のイメージ>



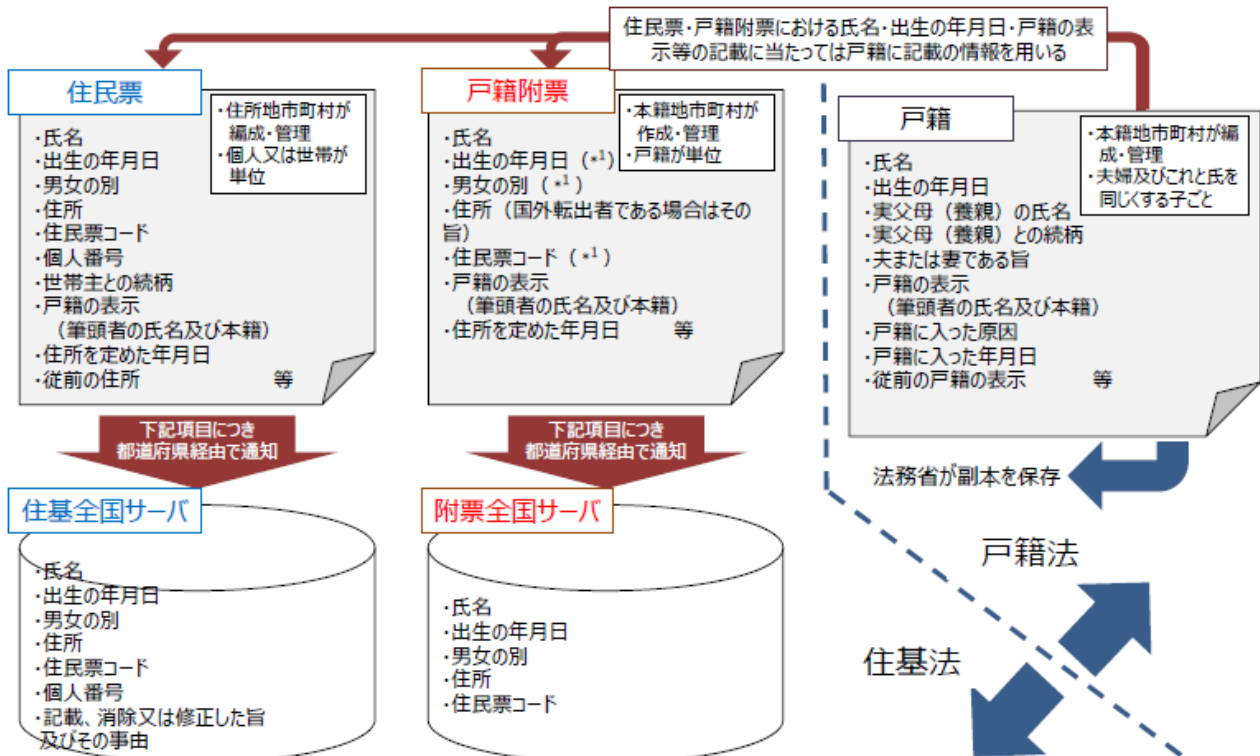
✓ 国外転出時に対象の方の住民票が削除されるため、本人確認情報も削除される。そのため、国外転出者の個人認証基盤は確保されていない。

<制度改正後の個人認証基盤のイメージ>



✓ 国外転出後も利用可能である、戸籍附票を活用した附票本人確認情報を国外転出者の個人認証基盤として確立する。  
✓ 附票本人確認情報は国内在住者も作成される。

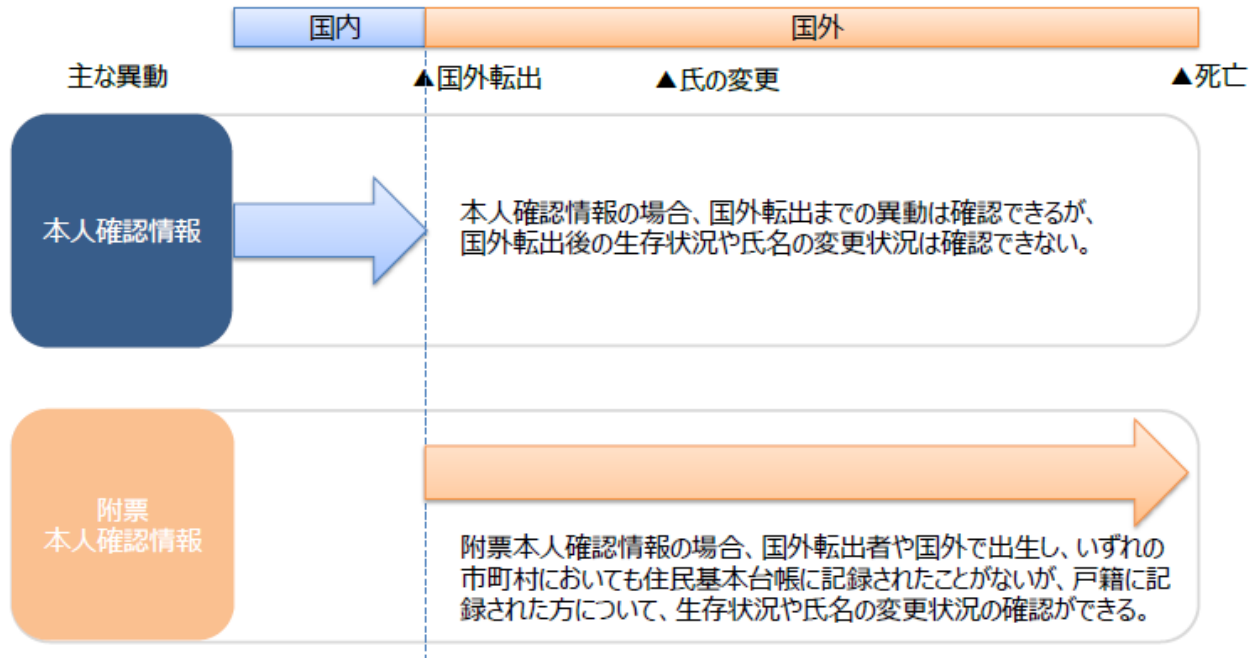
附票本人確認情報と関連情報の記録項目の比較は以下のとおり。



(\*1)令和元年5月公布の住基法の改正により追加された項目

## 附票情報提供 附票情報提供により実現できること

国外転出者や国外で出生し、いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されることがないが、戸籍に記録された方について、生存状況や氏名の変更状況の確認ができる。



附票本人確認情報提供の利用により、国外転出者の4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を確認できるほか、国外転出後の戸籍の届出に基づく氏名等の変更状況の確認や国外転出後の生存状況（生存・死亡）の確認ができる(\*1)。

状態	情報提供(現行機能)	附票情報提供
国外転出した	国外転出時点での情報が提供される	左記現行機能の情報と同じ(*2)
国外転出後、氏名が変わった	国外転出時点での情報が提供されるため、変更後の氏名は把握できない	国外転出後に婚姻等により、戸籍の氏名が変更された場合、変更後の情報が提供される(*2)
国外転出後、死亡した	国外転出時点での情報が提供されるため、死亡したことは把握できない	国外転出後に死亡し、戸籍が除籍となった場合、状態区分が死亡等(国外)として提供されるため、死亡したことが把握できる(*2)
国外で出生した(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されることがない)	提供されない	戸籍に記録された場合、附票本人確認情報が提供される
国外から転入した	国外転出時点及び国外転入後の情報が提供される	提供されない

## 附票情報提供 附票情報提供項目

別表事務(条例事務含む)により本人確認情報の提供を行う既存の情報提供機能と同様に、附票情報提供機能を実装する。

項目	附票本人確認情報の項目	項目説明
4情報	氏名	戸籍附票に記載された氏名
	出生の年月	戸籍附票に記載された出生の年月
	性別	戸籍附票に記載された性別
	住所	戸籍附票に記載された住所 国外転出者は、国名等を分かる範囲で設定
付随情報	附票本人確認情報 状態区分	附票本人確認情報の状態を表す次の区分がある(*1) 【国外転出者の状態区分(*2)】 現存(国外)、消除(国外)、死亡等(国外)  【国内在住者の状態区分】 現存、消除、死亡等
	異動年月日	戸籍附票に記載された異動年月日
その他	個人番号	番号利用法で認められた場合で、照会時に個人番号を請求した場合のみ提供される

(\*1)附票本人確認情報には、本人確認情報の異動事由に相当する項目はない。

(\*2)履歴を含めて提供する場合は、国内在住時の情報が提供される場合もある。

## 附票情報提供 附票情報提供の考え方

別表事務(条例事務含む)により本人確認情報の提供を行う既存の情報提供機能と同様に、附票情報提供機能を実装する。

項目	附票情報提供	情報提供 (現行機能)	補足説明(差異)
提供情報	附票本人確認情報 (戸籍附票システム)	本人確認情報 (既存住基システム)	附票本人確認情報は、本籍地市町村の戸籍附票システムから都道府県を経由し、機構に通知される。
提供制限	国外転出者のみ	特になし	附票本人確認情報は、国外転出者のみ提供する。 外国人の方は取り扱わない。
提供事務	別表事務(住基法) 別表事務(番号利用法)	別表事務(住基法) 別表事務(番号利用法)	利用できる事務は、情報提供(現行機能)と同じ。 ただし、個人番号は、番号利用法で認められた場合で、照会時に個人番号を請求した場合のみ提供する。
提供方式	一括提供	一括提供 即時提供	附票情報提供には即時提供機能が無い。
検索方法	住民票コード 4情報検索	住民票コード 4情報検索 個人番号	附票本人確認情報は、個人番号を含まないため、個人番号による検索はできない。

表紙	
保護の宣言	
宮城県は住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報及び附票本人確認情報を含む特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いに関するリスクを認識しリスク軽減措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言。	
I 基本情報	
主な記載項目	概要
事務	①本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 ②附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
事務の内容	1.磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 2.市町村からの本人確認情報又は附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 3.都道府県知事からの本人確認情報又は附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は都道府県知事の行う本事務以外の事務のための使用に供すること 4.住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報又は附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報又は附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 5.機構への本人確認情報又は附票本人確認情報の照会
システムの名称	①住民基本台帳ネットワークシステム ②附票連携システム
ファイルの名称	①都道府県知事保存本人確認情報ファイル ②都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由・メリット	① ・転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため。 ・住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することで住民票の写し等の提出の省略が図られ住民の負担軽減につながる。 ② ・国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資する。
個人番号の利用根拠	住民基本台帳法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
情報提供ネットワークシステムとの情報連携	連携しない
担当部署	宮城県総務部市町村課



II

特定個人情報ファイルの概要

主な記載項目	概要
ファイルの種類	システム用ファイル
対象となる本人の範囲	<p>①区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において住基法に基づき住民基本台帳に記載された住民)の個人番号・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)及びその他住民票関係情報</p> <p>②区域内のいずれかの市町村において、住基法に基づき戸籍の附票に記載された者の個人番号・4情報及びその他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)</p>
特定個人情報の主な記録項目	<p>①個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報</p> <p>②個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に関する情報は含まない。)</p>
特定個人情報の入手元	<p>①市町村</p> <p>②市町村、都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある)</p>
特定個人情報の使用目的	<p>①住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。</p> <p>②本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県その他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>
特定個人情報の使用部署	総務部市町村課
特定個人情報の使用方法	<p>①</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> <li>自都道府県その他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する。</li> <li>住民からの開示請求に基づき、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する。</li> <li>4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記載された本人確認情報の整合性確認を行う。</li> </ol> <p>②</p> <p>自都道府県その他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する。</p> <p>※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p>

特定個人情報の突合	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。</li> <li>・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。</li> <li>・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</li> </ul>
特定個人情報の統計分析	<p>①</p> <p>住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</p> <p>②</p> <p>該当無し</p>
特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与える決定(行政処分)	該当無し
委託の有無	委託する
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県サーバ、附票都道府県サーバの運用監視</li> <li>・住基ネット端末運用管理支援</li> </ul>
委託の対象となる本人の範囲	前述の対象となる本人の範囲と同じ
再委託の有無	再委託する
特定個人情報の提供・移転	<p>提供:住基法・番号法に基づき①3件②1件</p> <p>移転:住基法・番号法に基づき①1件②1件</p>
特定個人情報の保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバ、附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</li> <li>・当県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</li> </ul>
特定個人情報の消去方法	<p>①システムにて自動判別し消去する。</p> <p>②一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。</p>

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
主な記載項目	概要
特定個人情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手は市町村からの住基ネットに限定する。</li> <li>情報の正確性は、市町村の窓口にて本人確認を厳格に行う。</li> <li>ネットワークには専用回線を使用し漏洩を防ぐ。</li> </ul>
特定個人情報の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用の認証にあたっては、生体認証(静脈認証)を行う。</li> <li>端末の利用に当たっては使用簿に利用日時・検索者氏名を記載する。</li> <li>操作者への研修を行い目的外利用の禁止等について周知する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いについて、契約書に規定する。</li> <li>委託業務に従事する者には都道府県知事保存本人確認情報、都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。</li> <li>操作履歴による不正アクセスの確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の提供・移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供の記録はシステム上で管理を行い、7年間保存する。</li> <li>記録媒体を用いて情報連携を行う場合は職員が行う。</li> <li>本人確認情報、附票本人確認情報の照会について、利用簿に氏名・所属・照会日付等を記載する。</li> </ul>
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続は行わない。
特定個人情報の保管・消去	<ul style="list-style-type: none"> <li>集約センターにおいて、監視及び施錠管理された部屋に記録媒体を保存する。</li> <li>都道府県知事保存本人確認情報ファイルについては、市町村の住民基本台帳に変更が生じると、住基ネットを通じ情報更新が行われる。</li> <li>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルについては、障害発生等により移転・提供先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はない。</li> </ul>
IV その他のリスク対策	
主な記載項目	概要
監査	独自のチェックリストに基づき自己点検を実施し、その後各担当者へヒアリングを行う。
従業者に対する教育・啓発	住基ネット利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識向上のため、研修を実施する。
V 開示請求・問合せ先	
主な記載項目	概要
特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	宮城県総務部県政情報・文書課内 県政情報センター 022-211-2263 又は 宮城県総務部市町村課行政第一班 022-211-2333
特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宮城県総務部市町村課行政第一班 022-211-2333
VI 評価実施手続き	
主な記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。
住民の意見聴取	「県民の意見提出手続きに関する要綱」に基づき実施する。

## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報及び附票本人確認情報を含む特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に当県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③都道府県知事から自都道府県の他の執行機関への提供又は都道府県知事の行う本事務以外の事務(同事務を分掌する機関を、以下「他部署」という。)のための使用に供すること(以下、「他部署への移転」という。) ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文中併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム                      ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。</p>								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新                      : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転                      : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する情報を本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示                      : 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会                      : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索                      : 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合                      : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[    ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[    ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[    ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ○ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[    ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[    ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[    ] 情報提供ネットワークシステム	[    ] 庁内連携システム	[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[    ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 宛名システム等	[    ] 税務システム	[    ] その他 (	)
[    ] 情報提供ネットワークシステム	[    ] 庁内連携システム								
[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[    ] 既存住民基本台帳システム								
[ ○ ] 宛名システム等	[    ] 税務システム								
[    ] その他 (	)								

システム2									
①システムの名称	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>								
②システムの機能	<p>1. 附票本人確認情報の更新 ：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示 ：法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 ：附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索 ：附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 ：都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input type="checkbox"/> ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)
[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)								

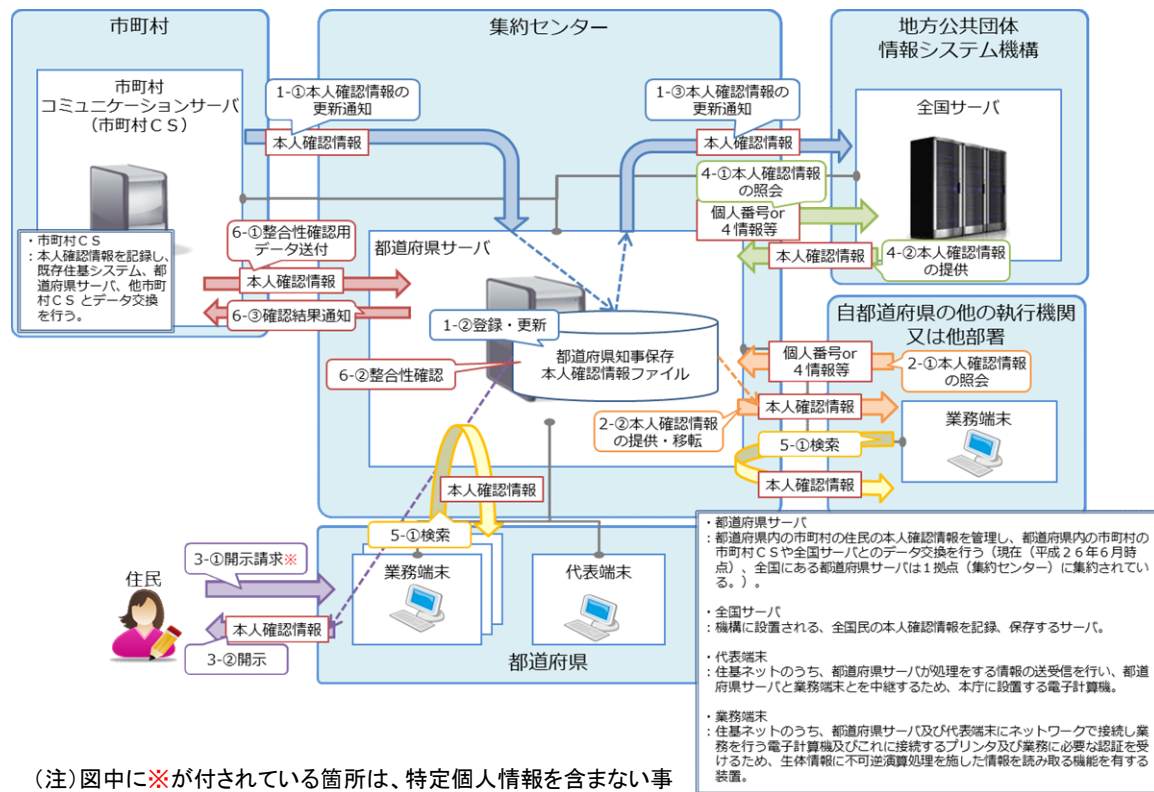


3. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事附票保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のと通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。            ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。            ③自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。            ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。            ⑤「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」において、本人確認情報を検索する。            ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。            ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。            ③自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。            ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。            ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。            ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれるほか、住基ネットを利用した本人確認により、これまで住民票の写し等の公用請求していた手続きが省略され、行政の効率化が図られる。</p> <p>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
8. 他の評価実施機関	

**(別添1) 事務の内容**

**(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務**



（注）図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを指す。

**(備考)**

**1. 本人確認情報の更新に関する事務**

- 1-①市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

**2. 自都道府県の他の執行機関又は他部署への情報提供又は他部署への移転**

- 2-①自都道府県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
  - 2-②都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※自都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合は一括提供の方式(注1)により行う場合には、自都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携又は回線連携(注2、注3)により行う。
- (注1)自都道府県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。
- (注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

**3. 本人確認情報の開示に関する事務**

- 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

**4. 機構への情報照会に係る事務**

- 4-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

**5. 本人確認情報検索に関する事務**

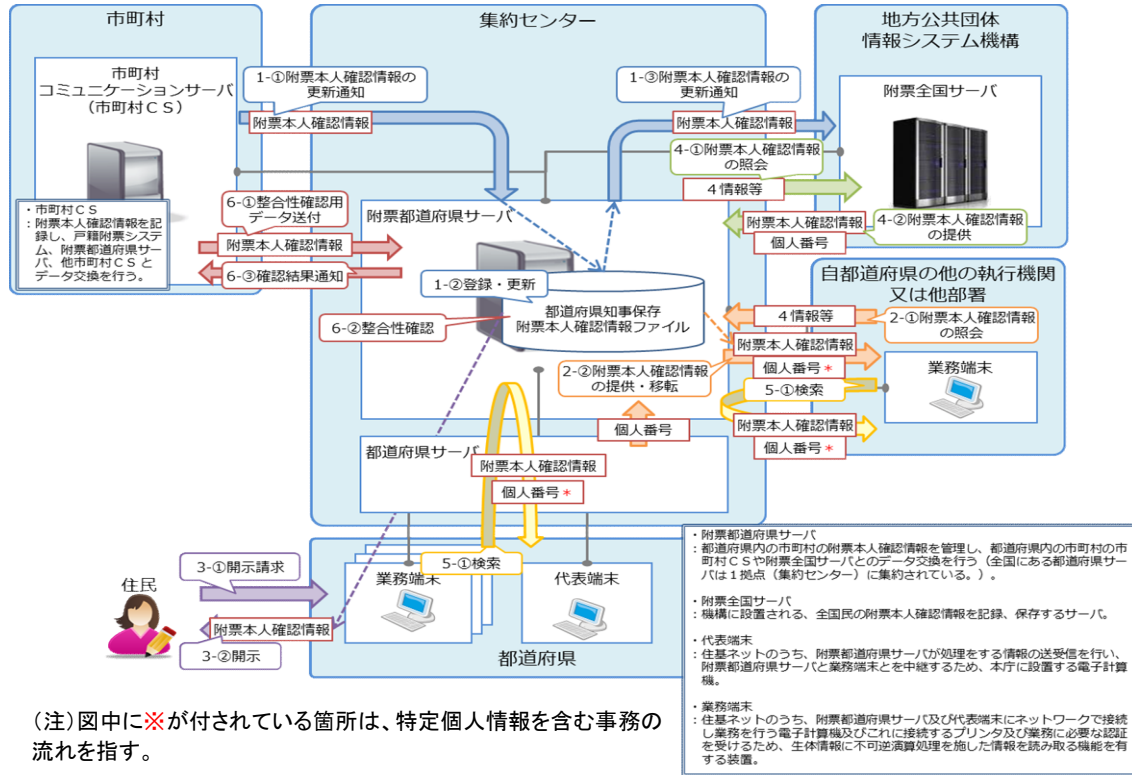
- 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

**6. 本人確認情報整合**

- 6-①市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 自都道府県他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。  
その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。  
 ※自都道府県他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式（注1）により行う場合）には、自都道府県他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）を操作し、媒体連携又は回線連携（注2、注3）により行う。  
 （注1）自都道府県他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。  
 （注2）媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。  
 （注3）回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線（庁内LAN等）を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末（都道府県サーバと共用する。）と庁内システム（宛名管理システムを含む。）のみがアクセス可能な領域（フォルダ）を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者で150年を経過しない者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署	総務部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 市町村CSを通じて入手 )								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。								
⑤本人への明示	都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。								
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
	変更の妥当性 ー								
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村課							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	①市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ②自都道府県以外の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県以外の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→自都道府県以外の執行機関又は他部署)。 ③住民からの開示請求に基づき(住民→都道府県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ④4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 ⑤都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。								
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・自都道府県以外の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。							
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。							
⑨使用開始日	平成27年7月25日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※	[ 委託する ]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務		
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したこととしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	宮城県情報公開条例に基づく開示請求		
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。 なお、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については再委託がなされており、47都道府県のサーバを1カ所に集約したデータセンターの運用は(株)トウインクルが、各サーバの保守はNEC(株)が、ネットワーク関係はNTTコミュニケーションズ(株)がそれぞれ再委託を受けている。	
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	

<b>委託事項2</b>		住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用管理支援業務
①委託内容		代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、またそれらのシステム障害時の復旧作業。委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末の機器について運用保守を委託する。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (提供は行っていない)
⑤委託先名の確認方法		宮城県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		日本電気 株式会社 東北支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。 なお、住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用管理支援業務については再委託はしていない。
	⑨再委託事項	本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用・保守。なお、委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。 なお、提供とは、宮城県の知事部局以外の機関に特定個人情報を提供することを指す。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。

<b>提供先3</b>	自都道府県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ○ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	提供先から要求があった都度、随時。
<b>移転先1</b>	自都道府県の他部署(税務課・社会福祉課・子ども家庭支援課・障害福祉課・住宅課など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 なお、移転とは、宮城県内の知事部局の他部署への特定個人情報の移転を指す。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ○ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	移転先から要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・当県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>
②保管期間	期間	<p>[ 20年以上 ]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年  4) 3年                              5) 4年                      6) 5年  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満    9) 20年以上  10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。</p> <p>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(最長150年間)保管する。</p>
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。</li> <li>・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	総務部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合があります) )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。</p>	
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができることとされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>	
⑤本人への明示	<p>都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合がありますことについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>	
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合があります。</p>	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部市町村課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。</p> <p>※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合があります。</p>	<p>・都道府県知事保存保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>該当なし。</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ その妥当性	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ  本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	宮城県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。 なお、附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については再委託がなされており、47都道府県のサーバを1カ所に集約したデータセンターの運用は(株)トウインクルが、各サーバの保守はNEC(株)が、ネットワーク関係はNTTコミュニケーションズ(株)がそれぞれ再委託を受けている。
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。

<b>委託事項2</b>		戸籍附票システム代表端末等運用管理支援業務
①委託内容		代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、またそれらのシステム障害時の復旧作業。委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末の機器について運用保守を委託する。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 (提供は行っていない)
⑤委託先名の確認方法		宮城県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		日本電気 株式会社 東北支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。 なお、住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用管理支援業務については再委託はしていない。
	⑨再委託事項	本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用・保守。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 <input checked="checked" type="radio"/> 移転を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	自都道府県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="checked" type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="checked" type="radio"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
移転先1	自都道府県の他部署(税務課など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 なお、移転とは、宮城県の知事事務局の他部署への特定個人情報の移転を指す。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]  <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="checked" type="radio"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="checked" type="radio"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。</p>	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年                              5) 4年                      6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</p>
③消去方法	<p>一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。</p>	
7. 備考		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

- 1 住民票コード
- 2 漢字氏名
- 3 外字数(氏名)
- 4 ふりがな氏名
- 5 生年月日
- 6 性別
- 7 住所
- 8 外字数(住所)
- 9 個人番号
- 10 異動事由
- 11 異動年月日
- 12 保存期限フラグ
- 13 清音化かな氏名
- 14 市町村コード
- 15 大字・字コード
- 16 操作者ID
- 17 操作端末ID
- 18 タイムスタンプ
- 19 通知を受けた年月日
- 20 外字フラグ
- 21 削除フラグ
- 22 更新順番号
- 23 氏名外字変更連番
- 24 住所外字変更連番
- 25 旧氏 漢字
- 26 旧氏 外字数
- 27 旧氏 ふりがな
- 28 旧氏 外字変更連番

### (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

#### ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、
2. 氏名 漢字、
3. 氏名 外字数、
4. 氏名 ふりがな、
5. 生年月日、
6. 性別、
7. 住所 市町村コード、
8. 住所 漢字、
9. 住所 外字数、
10. 最終住所 漢字、
11. 最終住所 外字数、
12. 異動年月日、
13. 旧住民票コード、
14. 附票管理市町村コード、
15. 附票本人確認情報状態区分、
16. 外字フラグ、
17. 外字パターン、
18. 通知区分

#### イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われるよう周知を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることがシステム上で担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定され、システム上担保されている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定されており、住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住民基本台帳法第27条の規定に基づき、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。個人番号の真正性の確認は市町村において法令に基づき行われると共に、真正性が確認された情報について市町村CSを通じて入手することをシステムで担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 ・入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 ・記載漏れや誤記を発見した場合、当該住民基本台帳を保有する市町村に速やかに報告を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムに共有フォルダを作成し、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して住基ネットに照会を実施する。都道府県の代表端末又は業務端末から宛名システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名管理システムから都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末の操作にあたっては、あらかじめ操作にあたる者について業務担当課長等からシステム管理者へ操作者の協議を行い、操作権限の付与についての承認を得え、操作権限が付与される。</li> <li>・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。</li> <li>・生体認証(静脈認証)による操作者認証を行う。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の付与にあたっては、事前にシステム管理者への協議を行い承認を得る事を要する。</li> <li>・権限の有効期間を1年とし、異動や退職により業務端末を利用する必要がなくなった場合、権限の返還について報告を行う事としている。</li> <li>・定期的に操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿名簿と職員の在籍状況の確認を行い、整合性が図れない場合、実態確認を行い市町村課にて権限の削除を行う。</li> <li>・記録した管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者に対しては業務上必要な限度での権限を付与する。</li> <li>・権限の付与にあたっては、事前協議を行い、システム管理者の承認を得ることを要する。</li> <li>・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者は業務端末の使用にあたって、使用簿に利用日時・所属・氏名・検索回数を記載する。</li> <li>・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> <li>・不正な操作が無いことについて、月に数回程度、操作記録簿と都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。</li> <li>・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・操作者へヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について周知を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。</li> <li>・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等を記録を残す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・都道府県サーバの業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。</li> <li>・障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、必要のない個人情報については、マスキングを行うこととしている。</li> <li>・システムの操作、帳票の保管、廃棄の際には複数人の確認を経て対応し、記録を残す。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の選定に当たり、事業者の要員の技術力や教育体制はもとより、個人情報保護措置やセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。</li> <li>契約書において、委託者は必要に応じて履行状況を实地確認できることとしている。</li> <li>契約書において、個人情報取扱特記事項を定めその遵守を義務づけている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。また、委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。</li> <li>委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	契約書において、実施した業務についての報告書の提出を受けることとしている。 操作履歴を確認し、不正なアクセスについて確認をする。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において個人情報についての守秘義務を課している。</li> <li>規約書において業務により知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止している。</li> </ul> </li> <li>○確認方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、随時委託業務に関する監督をおこなうことができる。</li> <li>操作履歴による不正利用の確認。</li> </ul> </li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>集約センターには都道府県知事保存本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。</li> <li>県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。</li> </ul> </li> <li>○確認方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができることとしている。</li> <li>操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。</li> </ul> </li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において、受託者が業務のため収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は業務完了後速やかに委託者に返還又は委託者に事前の同意を得て廃棄することとしている。</li> </ul> </li> <li>○確認方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄の場合は、資料に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解により適切に廃棄したことを報告書により確認する。</li> </ul> </li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	契約書において以下の項目について規定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>秘密の保持</li> <li>個人情報の保護</li> <li>再委託の取扱い</li> <li>収集の制限</li> <li>適正管理</li> <li>目的外利用及び提供の禁止</li> <li>複写又は持ち出しの禁止</li> <li>資料等の返還又は廃棄</li> <li>従事者への周知</li> <li>事故発生時における報告</li> </ul>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先との契約で、秘密保持義務を課すことを義務づけている。</li> <li>・再委託する業務は直接本人確認情報に関わらない業務を対象とする。</li> <li>・重要機能室での現地作業は、入館前に入館申請を行い、職員の立ち会いの下作業を行う。</li> <li>・作業日報及び作業者名簿に基づいた入室管理により確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</li> <li>・業務端末を利用し、本人確認情報の照会を行う場合は、業務端末管理簿に日時・所属・名前・検索件数などを記載し、帳票印刷を行った場合はその有無及び枚数を記入する。</li> <li>・業務端末記録簿について不定期に提出を求め、都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。</li> <li>・媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力（書き込み）の際には職員が行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</li> <li>なお、市町村CS・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・当県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>・回線連携を用いる場合、都道府県ネットサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>・本人確認情報の開示にあたっては、他の職員による確認を徹底する。</li> <li>○誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>・市町村CS・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・回線連携を用いる場合、都道府県ネットサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・当県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを設置している。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	①県が行ったプレゼントキャンペーン当選者宛のラベルを二重に貼付してしまい、発送ラベルをはがすと下に貼られた別な当選者の名前、住所、電話番号が見える状態となってしまった。②県HPIに店舗情報を掲載する際、誤って、氏名、電話番号、メールアドレスを含む個人情報が別シートに含まれている非公表用ファイルを掲載してしまった。
	再発防止策の内容	①受託事業者に個人情報の取り扱いについて注意喚起を行うとともに、商品発送時に複数人でのダブルチェックを厳格に実施する。②HPIに掲載するファイルは作業用ファイルと保存先を別に管理し、掲載前後に複数の職員による確認を徹底する。
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</li> <li>また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを手入できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムに共有フォルダを作成し、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して附票連携システムに照会を実施する。附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)から宛名システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名管理システムから附票都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス          国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p> <p>(2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス          番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末の操作にあたっては、あらかじめ操作にあたる者について業務担当課長等からシステム管理者へ操作者の協議を行い、操作権限の付与についての承認を得え、操作権限が付与される。</li> <li>・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。</li> <li>・生体認証(静脈認証)による操作者認証を行う。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の付与にあたっては、事前にシステム管理者への協議を行い承認を得る事を要する。</li> <li>・権限の有効期間を1年とし、異動や退職により業務端末を利用する必要がなくなった場合、権限の返還について報告を行う事としている。</li> <li>・定期的に操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿名簿と職員の在籍状況の確認を行い、整合性が図れない場合、実態確認を行い市町村課にて権限の削除を行う。</li> <li>・記録した管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者に対しては業務上必要限度での権限を付与する。</li> <li>・権限の付与にあたっては、事前協議を行い、システム管理者の承認を得ることを要する。</li> <li>・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者は業務端末の使用にあたって、使用簿に利用日時・所属・氏名・検索回数を記載する。</li> <li>・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</li> <li>・不正な操作が無いことについて、月に数回程度、操作記録簿と附票都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。</li> <li>・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・操作者へヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について周知を行う。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。</li> <li>・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等を記録を残す。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・附票都道府県サーバの業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。</li> <li>・障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、必要のない個人情報については、マスキングを行うこととしている。</li> <li>・システムの操作、帳票の保管、廃棄の際には複数人の確認を経て対応し、記録を残す。</li> </ul>			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先の選定に当たり、事業者の要員の技術力や教育体制はもとより、個人情報保護措置やセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。</li> <li>契約書において、委託者は必要に応じて履行状況を实地確認できることとしている。</li> <li>契約書において、個人情報取扱特記事項を定めその遵守を義務づけている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。また、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。</li> <li>委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	契約書において、実施した業務についての報告書の提出を受けることとしている。 操作履歴を確認し、不正なアクセスについて確認をする。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において個人情報についての守秘義務を課している。</li> <li>規約書において業務により知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止している。</li> </ul> </li> <li>○確認方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、随時委託業務に関する監督をおこなうことができる。</li> <li>操作履歴による不正利用の確認。</li> </ul> </li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。</li> <li>県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。</li> </ul> </li> <li>○確認方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができることとしている。</li> </ul> </li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書において、受託者が業務のため収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は業務完了後速やかに委託者に返還又は委託者に事前の同意を得て廃棄することとしている。</li> </ul> </li> <li>○確認方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄の場合は、資料に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解により適切に廃棄したことを報告書により確認する。</li> </ul> </li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
規定の内容	契約書において以下の項目について規定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・再委託の取扱い</li> <li>・収集の制限</li> <li>・適正管理</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・複写又は持ち出しの禁止</li> <li>・資料等の返還又は廃棄</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	



再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先との契約で、秘密保持義務を課すことを義務づけている。</li> <li>・再委託する業務は直接本人確認情報に関わらない業務を対象とする。</li> <li>・重要機能室での現地作業は、入館前に入館申請を行い、職員の立ち会いの下作業を行う。</li> <li>・作業日報及び作業者名簿に基づいた入室管理により確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</li> <li>・業務端末を利用し、附票本人確認情報の照会を行う場合は、業務端末管理簿に日時・所属・名前・検索件数などを記載し、帳票印刷を行った場合はその有無及び枚数を記入する。</li> <li>・業務端末記録簿について不定期に提出を求め、附票都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。</li> <li>・媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力（書き込み）の際には職員が行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。なお、市町村CS・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・当県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>・回線連携を用いる場合、都道府県ネットサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>○誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>・本人確認情報の開示にあたっては、他の職員による確認を徹底する。</li> </ul> <p>○誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村CS・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。</li> <li>・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</li> <li>・当県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	①県が行ったプレゼントキャンペーン当選者宛てのラベルを二重に貼付してしまい、発送ラベルをはがすと下に貼られた別な当選者の名前、住所、電話番号が見える状態となってしまった。②県HPIに店舗情報を掲載する際、誤って、氏名、電話番号、メールアドレスを含む個人情報が別シートに含まれている非公表用ファイルを掲載してしまった。	
再発防止策の内容	①受託事業者に個人情報の取り扱いについて注意喚起を行うとともに、商品発送時に複数人でのダブルチェックを厳格に実施する。②HPIに掲載するファイルは作業用ファイルと保存先を別に管理し、掲載前後に複数の職員による確認を徹底する。	
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		

消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。          ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。          また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。          ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。          廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である
3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書の記載内容に基づき職員が運用状況の確認を行う。</li> <li>・代表端末においては自己点検チェックリスト項目に沿って自己点検を実施する。</li> <li>・各業務端末においては、独自のチェックリストに基づき各提供先において自己点検を行い、その結果を受け担当者へヒアリングを行い運用状況の確認を行う。</li> </ul>
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	自己点検の結果に基づき、以下の観点により内部監査を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制</li> <li>・情報資産の分類と管理方法</li> <li>・物理的セキュリティ</li> <li>・人的セキュリティ</li> <li>・技術的セキュリティ</li> <li>・運用</li> </ul>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	システム操作者に対して、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識向上のため、毎年研修を実施している。
3. その他のリスク対策	
-	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 総務部県政情報・文書課内(県庁舎地下1階) 県政情報センター TEL 022-211-2263 FAX 022-211-2294 又は 総務部市町村課内(県庁舎3階) 行政第一班 TEL 022-211-2333 FAX 022-211-2299
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	県のホームページに請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料額: 請求・閲覧については無料。写しの交付等に要する費用 (手数料額、納付方法: 納付方法: 現金 (10円/枚(白黒)) )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークに関する事務
公表場所	本庁県政情報センター、各地方振興事務所県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く。)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	宮城県総務部市町村課行政第一班(022-211-2333)
②対応方法	問合せの内容について受付票を作成し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民の意見提出手続に関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年9月15日(金)～令和5年10月16日(月)(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	該当無し
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	宮城県個人情報保護審査会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	



(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月3日	I 基本情報 7 ②所属長	市町村課長 清水 裕之	市町村課長 伊藤 正弘	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年8月3日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	平成28年4月28日	平成29年4月17日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	III リスク対策 7 ⑨重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠	第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)	削除	事後	重要な変更当たらない(誤字・脱字の修正)
平成30年11月13日	I 基本情報 7 評価実地機関における担当部署	市町村課長 伊藤 正弘	市町村課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	V 開示請求、問合せ 1 得手個人情報開示・訂正・利用停止請求 ①	県政情報公開室内	県政情報・文書課内	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年5月8日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月26日	令和1年5月8日	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月7日	III 特定個人情報保護情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手	-	障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、個人情報については、マスキングを行うこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月7日	VI 評価実施手続 2 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年1月23日(金)～2月21日(土)(30日間)	令和元年9月5日(水)～10月4日(金)(30日間)	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月7日	VI 評価実施手続 3 第三者点検 ①実施日	(諮問)平成27年2月27日、(答申)平成27年3月17日	-	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 再委託 ⑧再委託の許諾方法	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。 なお、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については再委託がなされており、47都道府県のサーバを1カ所に集約したデータセンターの運用は(株)日立が、各サーバの保守はNEC(株)が、ネットワーク関係はNTTコミュニケーションズ(株)がそれぞれ再委託を受けている。	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 再委託 ⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。	原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。 なお、住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用管理支援業務については再委託はしていない。	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	都道府県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。 なお、提供とは、宮城県の知事部局以外の機関に特定個人情報を提供することを指す。	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②提供先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 なお、移転とは、宮城県の知事部局の他部署への特定個人情報の移転を指す。	事前	事後で足りるものの任意に記載
令和1年10月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	事前	重要な変更
令和1年10月24日	IV その他のリスク対策 2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	システム操作者に対して、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識向上のため、研修を実施している。	システム操作者に対して、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識向上のため、毎年の研修を実施している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和1年5月8日	令和2年5月8日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑥委託先	株式会社 富士通エフサス 東北支店	日本電気 株式会社 東北支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月30日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和2年5月8日	令和3年5月24日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年9月1日	I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	重要な変更当たらない(誤字・脱字の修正)
令和4年9月1日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和3年5月24日	令和4年5月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月31日	VI 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	令和4年5月26日	令和5年5月24日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	事後で足りるものの任意に記載
	表紙 個人のプライバシー等の権利履歴の保護の宣言	宮城県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報を含む特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	宮城県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報及び附票本人確認情報を含む特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に当県では、住基法の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③都道府県知事から自都道府県の他の執行機関への提供又は都道府県知事が行う本事務以外の事務(同事務を分掌する機関を、以下「他部署」という。)のための使用に供すること(以下、「他部署への移転」という。) ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に当県では、住基法の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③都道府県知事から自都道府県の他の執行機関への提供又は都道府県知事が行う本事務以外の事務(同事務を分掌する機関を、以下「他部署」という。)のための使用に供すること(以下、「他部署への移転」という。) ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	追加	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理  ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知  ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転  ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査  ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>	事前	重要な変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの連携	追加	[ O ]宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	追加	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	追加	<p>1. 附票本人確認情報の更新  : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転  : 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。  その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示  : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	追加	<p>4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの連携	追加	[ O ]宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事附票保存本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	<p>都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイル、下記に記載のとおり必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基本ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイル、下記に記載のとおり必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基本ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	追加	<p>①都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。 ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報</p>	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれるほか、住基ネットを利用した本人確認により、これまで住民票の写し等の公用請求していた手続きが省略され、行政の効率化が図られる。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれるほか、住基ネットを利用した本人確認により、これまで住民票の写し等の公用請求していた手続きが省略され、行政の効率化が図られる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	重要な変更
	(別添1) 事務の内容	追加	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	追加	「※」及び「(注) 図中に*が付されている箇所は、特定個人情報を含む事務の流れを指す。」を追加	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-① 自都道府県他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式(注1)により本人確認情報を提供・移転する場合には、都道府県、自都道府県他の執行機関又は他部署において都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携又は回線連携(注2)により行う。	2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-① 自都道府県他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-② 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※自都道府県他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携又は回線連携(注2、注3)により行う。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	(注1)一括提供の方式とは、本人確認情報照会対象者の情報をファイル化して都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを受け取る方式で、連携方法として電子記録媒体を用いるもの(媒体連携)を通信回線を用いるもの(回線連携)がある。 (注2)回線連携とは、上記ファイルの連携方式として通信回線(庁内LAN)を用いる連携で、都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)の共有設定を行った特定のフォルダにアクセスし、ファイルの取得及び格納を行う連携方法である。	(注1) 自都道府県他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注3) 回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) 事務の内容 (1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	6. 本人確認情報整合 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領し整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	6. 本人確認情報整合 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領し整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	追加	新規に作図	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	追加	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。 1-②. 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。 1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。 2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①. 自都道府県他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②. 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添1) 事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (備考)	追加	※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※自都道府県他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、自都道府県他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携又は回線連携(注2、注3)により行う。 (注1) 自都道府県他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注3) 回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務(備考)	追加	<p>3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会に係る事務 4-①機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4-②機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合 6-①市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル1. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。  -	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ②再委託の許諾方法	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。 なお、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については再委託がなされており、47都道府県のサーバを1カ所に集約したデータセンターの運用は(株)日立が、各サーバの保守はNEC(株)が、ネットワーク関係はNTTコミュニケーションズ(株)がそれぞれ再委託を受けている。	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。 なお、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については再委託がなされており、47都道府県のサーバを1カ所に集約したデータセンターの運用は(株)トウインクルが、各サーバの保守はNEC(株)が、ネットワーク関係はNTTコミュニケーションズ(株)がそれぞれ再委託を受けている。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3	自都道府県以外の執行機関(教育委員会)	自都道府県以外の執行機関(教育委員会など)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、自都道府県以外の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	住基法別表第六及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、自都道府県以外の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ⑥提供方法	追加	[O] フラッシュメモリ	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 なお、移転とは、宮城県知事部局の他部署への特定個人情報の移転を指す。	住基法別表第五及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 なお、移転とは、宮城県知事部局の他部署への特定個人情報の移転を指す。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥提供方法	追加	[○] フラッシュメモリ	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・当県においては、端末を施錠管理された部屋で保管している。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・当県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル1. 特定個人情報ファイル名	追加	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2. 基本情報 ①ファイルの種類 ※	追加	[ システム用ファイル ]	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2. 基本情報 ②対象となる本人の数	追加	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	追加	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※消除者を含む。  本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2. 基本情報 ④記録される項目	追加	[ 10項目以上50項目未満 ]  [○] 個人番号 [○]4情報(氏名、住所、性別、生年月日) [○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))  ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。  別添2を参照。	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	追加	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	追加	総務部市町村課	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	追加	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) [○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追加	[○]専用線	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	追加	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。  ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	追加	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。  ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができることとされている。  ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	追加	都道府県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。  ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	追加	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。  ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。  -	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	追加	総務部市町村課 [ 10人未満 ]	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	追加	・自都道府県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(自都道府県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバ→自都道府県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。 該当なし。 該当なし。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	追加	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	追加	[ 委託する ] ( 2 )件	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	追加	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	追加	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	追加	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] [ 100万人以上1,000万人未満 ] 「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ 本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先における取扱者数	追加	[ 10人未満 ]	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (4)委託先 への特定個人情報ファイルの 提供方法	追加	[○]専用線	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (5)委託先名 の確認方法	追加	宮城県情報公開条例に基づく開示請求	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (6)委託先名	追加	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託	追加	[ 再委託する ]  業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。  なお、附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務については再委託がなされており、47都道府県のサーバを1カ所に集約したデータセンターの運用は(株)トウインクルが、各サーバの保守はNEC(株)が、ネットワーク関係はNTTコミュニケーションズ(株)がそれぞれ再委託を受けている。  附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2	追加	戸籍附票システム代表端末等運用管理支援業務	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (1)委託内容	追加	代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、またそれらのシステム障害時の復旧作業。委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	追加	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]  [ 100万人以上1,000万人未満 ]  「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ  住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末の機器について運用保守を委託する。なお、「①委託内容」とおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (3)委託先 における取扱者数	追加	[ 10人未満 ]	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (4)委託先 への特定個人情報ファイルの 提供方法	追加	[○]その他(提供は行っていない)	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	追加	宮城県情報公開条例に基づく開示請求	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	追加	日本電気 株式会社 東北支社	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託	追加	[再委託する]  原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、事前に書面により委託者の承諾を得ることとしている。 なお、住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用管理支援業務については再委託はしていない。  本県が設置する庁内ファイアウォール、代表端末、業務端末等の機器に関する運用・保守。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	追加	[○] 提供を行っている(1)件 [○] 移転を行っている(1)件	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	追加	自都道府県の他の執行機関(教育委員会など)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠	追加	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ②提供先における用途	追加	住基法別表第六及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ③提供する情報	追加	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ④提供する情報の対象となる本人の数	追加	[100万人以上1,000万人未満]	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	追加	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	追加	[○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	追加	自都道府県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	追加	自都道府県の他部署(税務課など)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	追加	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	追加	住基法別表第五及び本県の住民基本台帳法施行条例に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。 なお、移転とは、宮城県知事部局の他部署への特定個人情報の移転を指す。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	追加	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	追加	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	追加	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	追加	[○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	追加	自都道府県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	事後で足りるものの任意に記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・都道府県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	追加	[1年未満] 附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追加	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード、2. 氏名 漢字、3. 氏名 外字数、4. 氏名 ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所 市町村コード、8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、10. 最終住所 漢字、11. 最終住所 外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、個人情報については、マスキングを行うこととしている。	—	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用されるその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	<p>庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの業務端末のディスプレイを来庁者から見えぬ位置に置く。 ・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。 ・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。	<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <p>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</p> <p>・都道府県サーバの業務端末のディスプレイを来庁者から見えぬ位置に置く。</p> <p>・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。</p> <p>・障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、必要のない個人情報については、マスキングを行うこととしている。</p> <p>・システムの操作、帳票の保管、廃棄の際には複数人の確認を経て対応し、記録を残す。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]  番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	[ 定めている ]  番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスクに対する措置の内容	<p>・市町村CS・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>・当県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・回線連携を用いる場合、都道府県ネットサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</p>	<p>・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</p> <p>なお、市町村CS・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>・当県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・回線連携を用いる場合、都道府県ネットサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり] ①県が行ったプレゼントキャンペーン当選者宛てのラベルを二重に貼付してしまい、発送ラベルをはがすと下に貼られた別な当選者の名前、住所、電話番号が見える状態となってしまった。 ②県HPIに店舗情報を掲載する際、誤って、氏名、電話番号、メールアドレスを含む個人情報が別シートに含まれている非公表用ファイルを掲載してしまった。 ①受託事業者にて個人情報の取り扱いについて注意喚起を行うとともに、商品発送時に複数人でのダブルチェックを厳格に実施する。②HPIに掲載するファイルは作業用ファイルと保存先を別に管理し、掲載前後に複数の職員による確認を徹底する。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	追加	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	追加	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	追加	—	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[十分である]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	追加	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	追加	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追加	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	追加	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追加	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	追加	—	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	追加	宛名管理システムに共有フォルダを作成し、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して附票連携システムに照会を実施する。附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)から宛名システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名管理システムから附票都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	追加	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。  附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。  なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。  (1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)  (2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	追加	—		
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	追加	[ 行っている ]  ・業務端末の操作にあたっては、あらかじめ操作にあたる者について業務担当課長等からシステム管理者へ操作者の協議を行い、操作権限の付与についての承認を得え、操作権限が付与される。 ・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。 ・生体認証(静脈認証)による操作者認証を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理	追加	[ 行っている ] ・権限の付与にあたっては、事前にシステム管理者への協議を行い承認を得る事を要する。 ・権限の有効期間を1年とし、異動や退職により業務端末を利用する必要がなくなった場合、権限の返還について報告を行う事としている。 ・定期的に操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿名簿と職員の在籍状況の確認を行い、整合性が図れない場合、実態確認を行い市町村課にて権限の削除を行う。 ・記録した管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	追加	[ 行っている ] ・操作者に対しては業務上必要な限度での権限を付与する。 ・権限の付与にあたっては、事前協議を行い、システム管理者の承認を得ることを要する。 ・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	追加	[ 記録を残している ] ・操作者は業務端末の使用にあたって、使用簿に利用日時・所属・氏名・検索回数を記載する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、月に数回程度、操作記録簿と附票都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施設保管する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	追加	—	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	追加	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・操作者へヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について周知を行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	追加	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。 ・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等を記録を残す。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたって本人確認情報を表示させない。 ・都道府県サーバの業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。 ・障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、必要のない個人情報については、マスキングを行うこととしている。 ・システムの操作、帳票の保管、廃棄の際には複数人の確認を経て対応し、記録を残す。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	追加	・委託先の選定に当たり、事業者の要員の技術力や教育体制はもとより、個人情報保護措置やセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。 ・契約書において、委託者は必要に応じて履行状況を実地確認できることとしている。 ・契約書において、個人情報取扱特記事項を定めその遵守を義務づけている。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	追加	[ 制限している ] ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。また、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。 ・委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	追加	[ 記録を残している ] 契約書において、実施した業務についての報告書の提出を受けることとしている。 操作履歴を確認し、不正なアクセスについて確認をする。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	追加	<p>[ 定めている ]</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において個人情報についての守秘義務を課している。</li> <li>・規約書において業務により知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止している。</li> </ul> <p>○確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、随時委託業務に関する監督をおこなうことができる。</li> <li>・操作履歴による不正利用の確認。</li> </ul> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。</li> <li>・県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。</li> </ul> <p>○確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができることとしている。</li> <li>・操作履歴により不正な取扱いがないことを確認する。</li> </ul>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	追加	<p>[ 定めている ]</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において、受託者が業務のため収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は業務完了後速やかに委託者に返還又は委託者に事前の同意を得て廃棄することとしている。</li> </ul> <p>○確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄の場合は、資料に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、裁断又は溶解により適切に廃棄したことを報告書により確認する。</li> </ul>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	追加	<p>[ 定めている ]</p> <p>契約書において以下の項目について規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・個人情報の保護</li> <li>・再委託の取扱い</li> <li>・収集の制限</li> <li>・適正管理</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・複写又は持ち出しの禁止</li> <li>・資料等の返還又は廃棄</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	追加	<p>[ 十分に行っている ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先との契約で、秘密保持義務を課することを義務づけている。</li> <li>・再委託する業務は直接本人確認情報に関与しない業務を対象とする。</li> <li>・重要機能室での現地作業は、入館前に入館申請を行い、職員の立ち会いの下作業を行う。</li> <li>・作業日報及び作業者名簿に基づいた入室管理により確認する。</li> </ul>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	追加	—	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	追加	[ 記録を残している ] ・特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 ・業務端末を利用し、附票本人確認情報の照会を行う場合は、業務端末管理簿に日時・所属・名前・検索件数などを記載し、帳票印刷を行った場合はその有無及び枚数を記入する。 ・業務端末記録簿について不定期に提出を求め、附票都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	追加	[ 定めている ] 番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	追加	・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力(書き込み)の際には職員が行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、市町村CS・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・当県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・回線連携を用いる場合、都道府県ネットサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外には行えないように制限する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	追加	<p>○誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>・本人確認情報の開示にあたっては、他の職員による確認を徹底する。</li> </ul> <p>○誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村CS・全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	—	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ①NISC政府機関統一基準群	追加	[ 政府機関ではない ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制	追加	[ 十分に整備している ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規程	追加	[ 十分に整備している ]	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規程の	追加	[十分に周知している]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	追加	[十分に行っている] ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・当県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	追加	[十分に行っている] ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを設置している。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ	追加	[十分に行っている]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	追加	[十分に行っている]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	追加	[発生あり] ①県が行ったプレゼントキャンペーン当選者宛てのラベルを二重に貼付してしまい、発送ラベルをはがすと下に貼られた別な当選者の名前、住所、電話番号が見える状態となってしまった。 ②県HPIに店舗情報を掲載する際、誤って、氏名、電話番号、メールアドレスを含む個人情報が別シートに含まれている非公表用ファイルを掲載してしまった。 ①受託事業者に個人情報の取り扱いについて注意喚起を行うとともに、商品発送時に複数人でのダブルチェックを厳格に実施する。②HPIに掲載するファイルは作業用ファイルと保存先を別に管理し、掲載前後に複数の職員による確認を徹底する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	追加	[保管していない] —	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	追加	—	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	追加	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	追加	[ 定めている ] ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク その他の措置の内容	追加	—	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク リスクへの対策は十分か	追加	[ 十分である ]	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	—	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 総務部県政情報・文書課内(県庁舎地下1階) 県政情報センター TEL 022-211-2263 FAX 022-211-2294	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 総務部県政情報・文書課内(県庁舎地下1階) 県政情報センター TEL 022-211-2263 FAX 022-211-2294 又は 総務部市町村課内(県庁舎3階) 行政第一班 TEL 022-211-2333 FAX 022-211-2299	事前	事後で足りるものの任意に記載
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	宮城県個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	指定様式による書面の提出により、開示、訂正等の請求を受け付ける。	事前	事後で足りるものの任意に記載
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 本庁県政情報センター、各地方振興事務所県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く。)	[ 行っている ] 住民基本台帳ネットワークに関する事務 本庁県政情報センター、各地方振興事務所県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く。)	事前	事後で足りるものの任意に記載
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民投からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年9月5日(木)～10月4日(金)(30日間)	令和5年9月15日(金)～令和5年10月16日(月)(31日間)	事前	事後で足りるものの任意に記載

## 審査の観点における主な考慮事項等について

### 1 第三者点検の実施について

番号利用法および個人情報保護評価指針（以下、「指針」という）において、「特定個人情報保護評価（※）」は特定個人情報ファイルの新規保有時や一定期間（5年を経過する前）経過したときのほか、「重要な変更を行うとき」に実施することとされています。

今般、住民基本台帳ネットワーク上に新たに附票連携システムを構築することが、「重要な変更」にあたることから、「特定個人情報保護評価」の再実施が求められています。

「住民基本台帳ネットワークに関する事務」において実施することとされている、「特定個人情報保護評価」のうち、「全項目評価」については、その公表前に、住民等の意見聴取に加え、第三者点検の実施が求められています。

なお、本県では、指針に基づき、情報システムに関する知見を補うため、専門性を有する外部の第三者として、デジタルみやぎ推進アドバイザーによる点検を予め実施しております。

※ 番号利用法に基づき特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の保護措置として十分であると認められることを、特定個人情報保護評価書を用いて公表すること。

前回は令和元年10月に本審査会において審議している。（答申甲第31号、32号）

### 2 第三者点検における主な考慮事項

第三者点検は、評価実施機関である宮城県知事（市町村課）が作成した特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」について、客観性を担保するために、実施するものです。

「適合性」については、指針に定める実施手続き等に適合した「特定個人情報保護評価」を実施しているかについて点検をお願いいたします。

「妥当性」については、特定個人情報保護評価書が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的（※）等に沿って具体的に記載されているかについて、点検をお願いいたします。

今回の「住民基本台帳ネットワークに関する事務」の「特定個人情報保護評価」については、再実施となりますが、従前からあるシステム（住民基本台帳ネットワークシステム）に加え、新たに構築された「附票連携システム」の部分について、主に点検をお願いいたします。

具体的な審査の観点につきましては、別添資料を御参照ください。

今回点検いただく「特定個人情報保護評価書」に係る対象システム（住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システム）の詳細は、資料1を御参照ください。

※ 特定個人情報保護評価の目的

- ・ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- ・ 国民・住民の信頼の確保

## 審査の観点における主な考慮事項等について

### 補足資料

#### ○ 資料について

- ・ 個人情報保護委員会から示された審査の観点における主な考慮事項から、主に「妥当性」を点検いただくための参考資料になります。
- ・ 右側に審査の観点等を記載し、左側に特定個人情報保護評価書（R5.10.13時点）の特に点検いただきたい「妥当性」に関連する記載箇所を抜粋しています。（網掛け部分はそれ以外の箇所です）

#### 個人情報保護評価書（全項目評価）

- I 基本情報 （別添1）事務の内容
- II 特定個人情報ファイルの概要【附票連携システム分】 （別添2）特定個人情報ファイル記録項目
- III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策【附票連携システム分】
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続 （別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務                  都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に貢献するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人を簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に当県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理                  ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知                  ③都道府県知事から自都道府県他の執行機関への提供又は都道府県知事の行う本事務以外の事務(同事務を分掌する機関を、以下「他部署」という。)のための使用に供すること(以下、「他部署への移転」という。)                  ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査                  ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務                  都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下本文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理                  ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知                  ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県他の執行機関への提供又は他部署への移転                  ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査                  ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③対象人数	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

( )数字：審査の観点【指針第10の1(2)】  
 ○数字：審査の観点における主な考慮事項【指針の解説(別添5)】

(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。  
 ①**特定個人情報ファイルを取り扱う事務**やその事務において**使用するシステム**について、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。

既存システム(住基ネット)にかかる記載

2.評価対象の**事務全体の概要**及びその中で**特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容**を具体的に記載しているか。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム2							
①システムの名称	<p>附票連携システム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>						
②システムの機能	<p>1. 附票本人確認情報の更新</p> <p>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>自都道府県他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示</p> <p>法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会</p> <p>附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索</p> <p>附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合</p> <p>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。</p>						
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム						
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム						
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム						

既存システム（住基ネット）にかかる記載

**3. 特定個人情報ファイル名**

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事附票保存本人確認情報ファイル

**4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由**

①事務実施上の必要性	<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に記載のとりの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</li> <li>②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</li> <li>③自都道府県他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。</li> <li>④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</li> <li>⑤「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」において、本人確認情報を検索する。</li> <li>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</li> </ol> <p>(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 都道府県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。</li> <li>②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</li> <li>③自都道府県他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</li> <li>④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。</li> <li>⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。</li> <li>⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。</li> </ol>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれるほか、住基ネットを利用した本人確認により、これまで住民票の写し等の公用請求していた手続きが省略され、行政の効率化が図られる。</p> <p>また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

既存システム（住基ネット）にかかる記載

5.特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、具体的な事務の流れに即して説明しているか。

6.評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

### 2. 基本情報

④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

④入手に係る妥当性	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都府、当該市町村を通じて入手し、機関に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用して、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	
-----------	---	--

( )数字：審査の観点【指針第10の1(2)】  
 ○数字：審査の観点における主な考慮事項【指針の解説(別添5)】  
 数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)【指針の解説(別添5)】

(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。  
 ②特定個人情報ファイルの**取扱いプロセスの概要**(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、**具体的に分かりやすく記載**しているか。

9.主な記録項目について、**保有する理由**をそれぞれ具体的に記載しているか。

10.特定個人情報の**入手に係る妥当性**を具体的に記載しているか。





Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7, リスク1⑤を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを選じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県外の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。

( )数字：審査の観点【指針第10の1(2)】  
○数字：審査の観点における主な考慮事項【指針の解説(別添5)】  
数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)【指針の解説(別添5)】

- (10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策

主な記載項目	概要
特定個人情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の入手は市町村からの住基ネットに限定する。</li> <li>情報の正確性は、市町村の窓口にて本人確認を厳格に行う。</li> <li>ネットワークには専用回線を使用し漏洩を防ぐ。</li> </ul>

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムに共有フォルダを作成し、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を介して、共有フォルダに格納された要求情報を取得して附票連携システムに照会を実施する。附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)から宛名システムへのアクセスは、共有フォルダだけにシステム上制限する。なお、当該共有フォルダは部署ごとに作成し、他部署の共有フォルダにはアクセスできないようシステム上制限する。また、システム上、宛名管理システムから附票都道府県サーバへのアクセスは行えない仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇨都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入力する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)、 (2)都道府県サーバ⇨附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・業務端末の操作にあたっては、あらかじめ操作にあたる者について業務担当課長等からシステム管理者へ操作者の協議を行い、操作権限の付与についての承認を得え、操作権限が付与される。 ・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。 ・生体認証(静脈認証)による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・権限の付与にあたっては、事前にシステム管理者への協議を行い承認を得る事とする。 ・権限の有効期間を1年とし、異動や退職により業務端末を利用する必要がなくなった場合、権限の返還について報告を行う事としている。 ・定期的に操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿と職員の在籍状況の確認を行い、整合性が図れない場合、実態確認を行い市町村課にて権限の削除を行う。 ・記録した管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な確認により確認し、その記録を残す。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者に対しては業務上必要な限度での権限を付与する。 ・権限の付与にあたっては、事前協議を行い、システム管理者の承認を得ることを要する。 ・操作者の所属・氏名・権限を記載した管理簿を作成し、定期的に確認作業を行う。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・操作者は業務端末の使用にあたって、使用簿に利用日時・所属・氏名・検索回数等を記載する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、月に数回程度、操作記録簿と附票都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突き合わせを行う。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施設保管する。

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載さ

主な記載項目	概要
特定個人情報の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用の認証にあたっては、生体認証(静脈認証)を行う。</li> <li>・端末の利用にあたっては使用簿に利用日時・検索者氏名を記載する。</li> <li>・操作者への研修を行い目的外利用の禁止等について周知する。</li> </ul>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・操作者へヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について周知を行う。</li> </ul>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない。</li> <li>・検索結果の帳票出力にあたっては、出力日時・使用目的・検索者等を記録を残す。</li> </ul>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・附属都道府県サーバの業務端末のディスプレイを来庁者から見えな位置に置く。</li> <li>・システム操作者は本人確認情報が表示された画面のハードコピーは必要以上に取らない。</li> <li>・障害時の確認時には、画面のハードコピーで確認を行うが、必要のない個人情報については、マスキングを行うこととしている。</li> <li>・システムの操作、帳票の保管、廃棄の際には複数人の確認を経て対応し、記録を残す。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	・委託先の選定に当たり、事業者の要員の技術力や教育体制はもとより、個人情報保護措置やセキュリティ対策の実施状況について調査を行う。 ・契約書において、委託者は必要に応じて履行状況を実地確認できることとしている。 ・契約書において、個人情報取扱特記事項を定めその遵守を義務づけている。
特定個人情報ファイルの開覧者・更新者の制限	[ ] 制限している [ ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。また、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。 ・委託業務に従事する者に対して都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ] 記録を残している [ ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	契約書において、実施した業務についての報告書の提出を受けるとしている。操作履歴を確認し、不正なアクセスについて確認をする。
特定個人情報の提供ルール	[ ] 定めている [ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	○内容 ・契約書において個人情報についての守秘義務を課している。 ・規約書において業務により知り得た個人情報の目的外使用及び第三者への提供を禁止している。 ○確認方法 ・必要に応じ、随時委託業務に関する監督をおこなうことができる。 ・操作履歴による不正利用の確認。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	○内容 ・集約センターには都道府県知事保存附票本人確認情報を専用線(集約ネットワーク)を通して提供する。 ・県が設置する機器の運用保守に関する委託においては、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上附票本人確認情報を確認する必要がある場合は、権限を有する職員が端末を操作し確認させる。 ○確認方法 ・契約書において委託者は必要に応じて随時、受託者における個人情報の取扱いについて調査することができることとしている。
特定個人情報の消去ルール	[ ] 定めている [ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	○内容 ・契約書において、受託者が業務のため収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は業務完了後速やかに委託者に返還又は委託者に事前の同意を得て廃棄することとしている。 ○確認方法 ・廃棄の場合は、資料に記録されている情報が判読できないように、物理的破壊、截断又は溶解により適切に廃棄したことを報告書により確認する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ] 定めている [ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において以下の項目について規定している。 ・秘密の保持 ・個人情報の保護 ・再委託の取扱い ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  
 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記

主な記載項目	概要
特定個人情報ファイルの取扱いの委託	・個人情報の取扱いについて、契約書に規定する。 ・委託業務に従事する者には都道府県知事保存本人確認情報、都道府県知事保存附票本人確認情報へアクセスする権限を付与しない。 ・操作履歴による不正アクセスの確認を行う。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 十分にやっている ]    1) 特に入力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない    4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託先との契約で、秘密保持義務を課すことを義務づけている。</li> <li>・再委託する業務は直接本人確認情報に関わらない業務を対象とする。</li> <li>・重要機能室での現地作業は、入館前に入館申請を行い、職員の下作業を行う。</li> <li>・作業日報及び作業者名簿に基づいた入室管理により確認する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	

B. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残さない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</li> <li>・業務端末を利用し、附票本人確認情報の照会を行う場合は、業務端末管理簿に日時・所属・名前・検索件数などを記載し、帳票印刷を行った場合はその有無及び枚数を記入する。</li> <li>・業務端末記録簿について不定期に提出を求め、附票都道府県サーバに保存しているアクセスログとの突合を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的な移転先・提供先及び移転先・提供先での利用目的等を書き出し、それに基づき情報提供を行う。また、毎年行う操作者への研修において情報の受け手側への周知を図る。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理する。</li> <li>・媒体を用いて情報を連携する場合には、媒体へのデータ出力（書き込み）の際には職員が行う。</li> </ul>	
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。</li> <li>・なお、市町村CS・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・当該他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する又は回線連携を行う必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>・回線連携を用いる場合、都道府県ネットワークサーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</li> <li>・本人確認情報の開示にあたっては、他の職員による確認を徹底する。</li> <li>○誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>・市町村CS・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から庁内システム（宛名管理システムを含む。）へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。また、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内ネットワーク間の接続はファイアウォールを経由することとし、必要な通信以外は行えないように制限する。</li> </ul>	

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

◎特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

主な記載項目	概要
特定個人情報の提供・移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の記録はシステム上で管理を行い、7年間保存する。</li> <li>・記録媒体を用いて情報連携を行う場合は職員が行う。</li> <li>・本人確認情報、附票本人確認情報の照会について、利用簿に氏名・所属・照会日付等を記載する。</li> </ul>

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入室者を特定し、管理する。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理する。 ・当県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施設管理する。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを設置している。 ・附票都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	①県が行ったプレゼントキャンペーン当選者宛てのラベルを二重に貼付してしまい、発送ラベルをはがすと下に貼られた別な当選者の名前、住所、電話番号が見える状態となってしまった。②県HPIに店舗情報を掲載する際、誤って、氏名、電話番号、メールアドレスを含む個人情報別シートに含まれている非公表用ファイルを掲載してしまった。
	再発防止策の内容	①受託事業者に個人情報の取り扱いについて注意喚起を行うとともに、商品発送時に複数人でのダブルチェックを義務に実施する。②HPIに掲載するファイルは作業用ファイルと保存先を別に管理し、掲載前後に複数の職員による確認を徹底する。
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

⑥特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載してい

主な記載項目	概要
特定個人情報の保管・消去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約センターにおいて、監視及び施設管理された部屋に記録媒体を保存する。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報ファイルについては、市町村の住民基本台帳に変更が生じると、住基ネットを通じ情報更新が行われる。</li> <li>・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルについては、障害発生等により移転・提供先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はない。</li> </ul>



リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ <input type="checkbox"/> 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</li> <li>また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>廃棄時には、要領・手順書等に基づき、截断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

Ⅳ その他のリスク対策 \*

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分にやっている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に関心を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書の記載内容に基づき職員が運用状況の確認を行う。</li> <li>・代表端末においては自己点検チェックリスト項目に沿って自己点検を実施する。</li> <li>・各業務端末においては、独自のチェックリストに基づき各提供先において自己点検を行い、その結果を受け担当 者へヒアリングを行い運用状況の確認を行う。</li> </ul>
②監査	<p>[ 十分にやっている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に関心を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>自己点検の結果に基づき、以下の観点により内部監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制</li> <li>・情報資産の分類と管理方法</li> <li>・物理的セキュリティ</li> <li>・人的セキュリティ</li> <li>・技術的セキュリティ</li> <li>・運用</li> </ul>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分にやっている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に関心を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>システム操作者に対して、住基ネットの利用について必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識向上のため、毎年研修を実施している。</p>
3. その他のリスク対策	
-	

( )数字：審査の観点【指針第10の1（2）】  
○数字：審査の観点における主な考慮事項【指針の解説（別添5）】  
数字：審査の観点における主な考慮事項（細目）【指針の解説（別添5）】

(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。  
⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っている

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載している

71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載している

72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。

「**V**開示請求、問合せ」のシートにおいて、  
審査の観点はない。

**VI 評価実施手続**

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民の意見提出手続きに関する要綱に基づき実施
②実施日・期間	令和5年9月15日(金)～令和5年10月16日(月)(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	(諮問)
②方法	宮城県個人情報保護審査会による点検
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正

## 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価点検表

【凡例】( )数字：審査の観点(指針第10(2))

○数字：審査の観点における主な考慮事項

数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)

【表紙】

適否：適当である…○不十分である…△問題がある…×該当なし-----

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D*バイザ-点検結果
(1) しきい値判断に誤りはないか。			全体			○
(2) 適切な実施主体が実施しているか。			全体			○
(3) 公表しない部分は適切な範囲か。			全体			○
(4) 適切な時期に実施しているか。			全体			○
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。			全体			○
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。			全体			○
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。			全体			○
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。			Ⅲ～Ⅳ			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に	74. 特定個人情報が不正に集約されていないかどうか具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護の目的に照らし、妥当なものか。	表紙			○
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			表紙			○

【 I 基本情報】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進アドバイザー点検結果
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	1 ① ~ ③			○
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	2 システム1			○
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	2 システム2			○
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、具体的な事務の流れに即して説明しているか。	3 ~ 4 ①			○
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	4 ②			○
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	5 ~ 8			○

【Ⅱファイルの概要】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D'バ'イ'-点検結果
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	2③			○
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	2④			○
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	3④			○
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	3⑤			○
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	3⑥			○
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	3⑧			○
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	3⑧			○
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	3⑧			○
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	4 委託事項 1, 2 ①~②			○
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はどのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	4 委託事項 1, 2 ⑤			○
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	4 委託事項 1, 2 ⑦~⑨			○
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	5 提供先 1, 2, 3			○
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	5 移転先 1			○
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	6①			○		
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	6②			○		
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	6③			○		

【Ⅱファイルの概要】(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D'バ'イ'-点検結果
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	2③			○
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	2④			○
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	3④			○
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	3⑤			○
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	3⑥			○
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	3⑧			○
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	3⑧			○
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	3⑧			○
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	4 委託事項 1, 2 ①~②			○
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はどのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	4 委託事項 1, 2 ⑤			○
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	4 委託事項 1, 2 ⑦~⑨			○
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	5 提供先 1			○
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	5 移転先 1			○
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	6①			○		
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	6②			○		
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	6③			○		



【Ⅲリスク対策（プロセス）】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D*バ*イ*点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク1			○
		25. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク2			○
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク4			○
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	2			○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7'バ'イ'-点検結果
(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク1			○
(11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク1			○
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないうために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク2			○
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク2			○
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク2			○
		37. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク3			○
		38. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク4			○
		39. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	3			○
		40. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	リスク対策（プロセス）			○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進70ポイント点検結果	
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4			○	
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	4				○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D'バ'イ'-点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク1			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク1			○
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク2			○
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク3			○
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	5			○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進アドバイザー点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的か。  (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報の保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク1			—
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク2			—
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク3			—
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク4			—
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク5			—
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク6			—
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク7			—
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	6			—

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D <sup>7</sup> バイパー点検結果
(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  (11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑤			○
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑥			○
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑨			○
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑨			○
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑩			○
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 2			○
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 3			○
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	7リスク 3			○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D*バ*イ*点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	24. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク1			○
		25. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク2			○
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク3			○
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	2 リスク4			○
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	2			○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7'バ'イザ'-点検結果
(10) 特定されたりリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク1			○
(11) 記載されたりリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク1			○
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないうために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク2			○
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク2			○
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク2			○
		37. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク3			○
		38. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	3 リスク4			○
		39. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	3			○
		40. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	リスク対策（プロセス）（2）			○



【Ⅲリスク対策（プロセス）】(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進70ポイント点検結果	
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4			○	
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	4				○
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	4				○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進7D'バ'イ'-点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク1			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク1			○
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク2			○
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	5 リスク3			○
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	5			○

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進アドバイザー点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的か。	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク1			—
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク2			—
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク3			—
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク4			—
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク5			—
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切にならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク6			—
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	6 リスク7			—
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	6			—

【Ⅲリスク対策（プロセス）】(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進アドバイザー点検結果
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。  (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑤			○
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑥			○
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑨			○
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑨			○
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 1⑩			○
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 2			○
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	7リスク 3			○
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	7リスク 3			○

【IV リスク対策（その他）】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進アドバイザー点検結果
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨ 特定個人情報の取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載している	1 ①			○
		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載している	1 ②			○
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	2			○

【VI 評価実施手続】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	デジタルみやぎ推進アドバイザー点検結果
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	2			○